

総合評価方式（工事）技術資料 収受印制度の取扱いについて

本県では、入札参加者の総合評価方式（工事）技術資料提出時の負担軽減を図るため、収受印制度を導入していますが、別添事例のとおり、入札参加者から評価対象条件の異なる押印済み技術資料を提出される事例が一部みられます。

よって、次のとおり取り扱うよう徹底することにしましたので、お知らせします。

【入札参加者から、押印済み技術資料が提出された場合の取扱い】

発注者は、提出された押印済み技術資料の評価対象条件（対象工事・年度・発注機関、対象期間等）が、当該入札案件で求めている条件と整合しているか確認のうえ、以下のとおりとする。

- (1)合致する場合 加点対象とする。
- (2)合致しない場合 当該評価項目の加算点をゼロ点とする。

押印済み技術資料を使用して確認資料を省略する場合は、押印済み技術資料の評価対象条件（対象工事・年度・発注機関、対象期間等）が、当該入札案件で求めている条件と整合しているかを確認したうえで使用して、合致しない場合は通常と同様に必要な確認資料等の提出をお願いします。

【事例】

入札公告された工事の技術資料

(様式-5-1)
評価項目(2)-①

企業の工事成績評定点
会社(企業体)名: (株)〇×建設

対象工事	完成年度	平成28年度及び平成30年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)及び中国地方整備局
	工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
	建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

※今回の案件では、対象工事に中国地方整備局発注の工事を含めている。

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	件	点
----------------------------	---	---

- 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- 単年度の対象工事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

※必要に応じて設定する事項

島根県(総務部、農林水産部、土木部)発注工事以外の工事を評価対象にする場合は、各工事の工事成績評定書の写し及び工事種別・種類を証明する資料を添付すること。また、島根県発注工事以外の工事で成績評定対象外工事がある場合、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しを添付すること。

技術資料提出工事名: AAA工事

提出事務所名: BBB県土整備事務所

有効範囲: 令和2年5月31日までに入札公告された工事

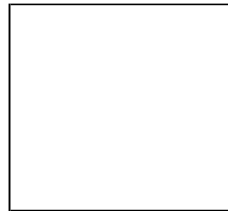
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

技術資料の提出方法

別添押印済資料により提出しますので、本書への記載は省略します

※押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(収受印)



別添押印済資料

(以前に、県から送付された収受印「全県適用」が押印された技術資料)

(様式-5-1)
評価項目(2)-①

使用できないのに、添付されていた



企業の工事成績評定点
会社(企業体)名: (株)〇×建設

対象工事	完成年度	平成28年度及び平成30年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
	建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

※この押印済み資料は、対象工事に中国地方整備局が含まれていないため、使用不可。

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)	10 件	80.2 点
----------------------------	------	--------

- 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- 単年度の対象工事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- 一般(経常)JVについては、一般(経常)JVとしての実績を記入すること。
- 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

※必要に応じて設定する事項

島根県(総務部、農林水産部、土木部)発注工事以外の工事を評価対象にする場合は、各工事の工事成績評定書の写し及び工事種別・種類を証明する資料を添付すること。また、島根県発注工事以外の工事で成績評定対象外工事がある場合、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写しを添付すること。

技術資料提出工事名: あああ工事

提出事務所名: いいい県土整備事務所

有効範囲: 令和2年5月31日までに入札公告された工事

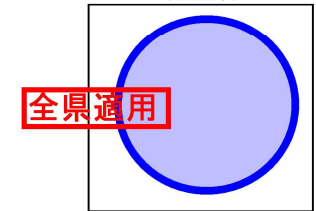
今後、〇〇県土整備事務所が発注する工事においては、本書の写しをもって「企業の工事成績評定点」の貴社技術資料とみなし、その他添付資料の提出は不要とする。

技術資料の提出方法

本技術資料により提出します

※押印済資料で提出する場合、本書に記載があっても評価対象としません。

(収受印)



【注】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。

【注】収受印欄に収受印と併せて全県適用の押印があれば、上記に〇〇県土整備事務所が発注する工事と記載があっても、本書の写しをもって島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、関係地方機関が発注する工事において、その他添付資料の提出は不要とする。